

# 市民検証委員会第5回会議議事録

日時：平成23年6月27日（月）午前10時～

会場：市役所本庁舎3階 第3委員会室

## 1 開催日時

平成23年6月27日（月）午前10時から正午まで

## 2 開催場所

市役所本庁舎3階 第3委員会室

## 3 出席者の氏名

(1) 委員 高佐智美座長 佐々木勲副座長 後藤純委員 染谷勝之委員

宮本節子委員 進藤紀一委員 加藤栄子委員 小俣克彦委員

(2) 事務局 みんなでまちづくり課 榎本課長 後藤課長補佐

巖上主任 祖伝主事

市民活動センター 藤倉所長

## 4 会議の議題

(1) 前回までの確認について（資料1）

・前回会議の質問事項について（回答）

(2) 条例第8章の検証について（資料2）

(3) その他

## 5 公開・非公開の別

公開

## 6 傍聴者数

1人

## 7 会議の内容

別紙 議事録（概要）のとおり

## 8 議事録署名人の選出

後藤委員、染谷委員

## 議事録

<p>-開会-</p> <p>【事務局】</p>	<p>定刻になりましたので、草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会第5回会議を開催いたします。</p> <p>議論を始める前に、平成23年度の初めての会議であり、行政の体制が変わって課長が交代しておりますので、新任の課長から一言挨拶をさせていただきます。</p> <p>【課長 挨拶】</p> <p>続きまして、事前にお配りさせていただいた資料の確認と説明をさせていただきます。</p> <p>【事務局より資料説明】</p> <p>資料の説明は以上になりますが、お手元にはない資料がございますか。</p> <p>それでは、次第にそって進行いたします。</p> <p>はじめに、高佐座長よりご挨拶をいただきます。</p>
<p>-挨拶-</p> <p>【座長】</p> <p>【事務局】</p>	<p>【座長 挨拶】</p> <p>ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。高佐座長よろしくお願ひします。</p>
<p>-議事-</p> <p>【座長】</p>	<p>【会議の公開について】</p> <p>はじめに、会議の公開について、委員の皆様におはかりいたします。草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会設置要綱の第7条によりこの検証委員会の会議を公開としてよろしいでし</p>

ようか。

出席委員の異議がなければ、傍聴を許可します。

#### 【会議録の署名について】

次に、議事録の署名人について2名指名いたします。本日は、委員名簿の順番で、後藤委員、染谷委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第にそって進行していきたいと思います。

### 1. 前回までの確認について

事務局より資料について説明があります。

【事務局】

資料についてご説明いたします。

資料につきましては、前回の会議で、第8章の検証に入りましたので、確認の意味も含めまして、条文ごとに意見をまとめたものをご報告します。

#### 【前回のポイント報告】

前回会議の概要につきましては、以上になります。

【座長】

ありがとうございました。それでは、資料について、委員の皆様のご意見等はございますか。特になければ、次の議題に入ります。

### 2. 第8章の検証について

第8章の検証で残っている後半部分、第25条・第26条の条文と運用部分の関連性について1条ずつ確認していきたいと思います。

<p><b>【事務局】</b></p>	<p>資料について事務局より説明があります。</p> <p>それでは、資料につきましてご説明いたします。</p> <p>前回から検証していただいているとおり、条例「第8章まちづくりの参画手続き」について、第23条から第26条までで構成されております。各条文の取り組み状況、みんなでまちづくり会議等検証委員会での報告、意見等について取りまとめました。</p> <p>それでは、前回の続きである第25条よりご説明いたします。資料3の8ページになります。</p> <p>-第25条-</p> <p><b>【条文音読】</b></p> <p><b>【条文説明】</b></p> <p><b>【取組状況】</b></p> <p>取組状況としましては、現在までに4件の提案を受けております。資料3別添②に提案に対する反映結果、成果、課題等をまとめております。</p> <p><b>【現状・課題】</b></p> <p><b>【みんなでまちづくり会議等検証委員会報告】</b></p> <p>この提案制度につきまして、みんなでまちづくり会議等検証委員会報告にてご報告をいただいておりますが、8ページと9ページに参考としまして、他市町村で、提案制度が条例に規定されている場合の制度内容（提案方法とその対応方法）について参考に掲載しております。</p>
---------------------	---

第25条の説明につきましては、以上です。

【座長】

それでは、第25条について、ご意見はございますか。

【委員】

まちづくり計画というのは、結構幅広い話です。事務局から、提案・登録・計画の規定に向け参考とした事例ということで、大和市・箕面市・世田谷区を出していただいておりますが、大和市は政策提案制度で、箕面市と世田谷区は地区計画の提案制度です。大和市は政策提案だから具体的なデメリットはないのですが、箕面市と世田谷区は土地をもっている人が縛られるという話になるので、草加市での政策を提案するものと、自分のまちが20年縛られるかもしれないというまちづくり計画とを、切り離しておいた方がいいと思います。まちづくり計画というのは広すぎて、政策提案の話であれば特に問題ないと思いますが地区のまちづくりの計画になると、都市計画法で2/3以上の住民の賛成が必要であるといった制度がありますが、例えばそのような都市計画の提案制度を使わずに、こちらの提案制度を使った場合、行政はどうするのかという話があったと思います。この条例によるまちづくりの提案が市民の中でどのくらいのものなのかははっきりしてないから、思いついたものでも提案出来るし、かなり揉んだものでも提案出来てしまいます。ですから、提案に熟度の幅があって、これがまちづくり会議に全部出てくるのがいいのかどうかという話と、逆に行政からすると、この制度を使われると困るセクションがいくつかあるはずで、そういう既存の都市計画の提案制度とか、環境基本計画の提案制度というものを、まちづくり計画の提案とどのように整合性をとるのかということがあると思います。

【座長】

今の話は、「都市計画を含めて」としてしまうと逆に縛りがあるので、文言が抽象的すぎるのではないかということですか。

<b>【委員】</b>	そうですね。例えば、まちづくりの政策とまちづくりの計画という分け方ですと、計画の中に政策が入ってしまいはっきりしないので、政策と計画を分けてみる等のアイデアが必要だと思います。ですから、条例でというよりも、運用によって提案制度との関係をどうするのか、この3・4年の間でみえてきたはずですよ。例えば、4・5・6丁目地区で提案があった事例は、地区計画の提案です。これは、政策提案制度を使っても提案出来るでしょうが、当然地区計画の提案だから都市計画提案制度を使う中で、4・5・6丁目地区は地区まちづくり団体として登録しており、住民からすれば自分達がやりたいことを計画にして行政に提案したということは全て同じです。ですから、条例と国の法律の関係をどうするのかという話になっています。
<b>【座長】</b>	まちづくり計画という文言は、こういう類の条例では一般的なのですか。
<b>【委員】</b>	成立背景だと思います。
<b>【座長】</b>	他の自治体では凄くアバウトな意味で使っており、よくある言葉として用いたのであれば、そんなに深い意味ではないと思います。
<b>【委員】</b>	草加の場合、まちづくり計画という文言は、凄く深いものです。もともと都市計画のまちづくり条例を作っていたので、スタートの枠組みが都市計画の制度です。久喜市や大和市が異なるくらいで、世田谷区や箕面市で挙げられているのは、ほとんどが都市計画の提案制度です。まちづくりの中では政策提言が出来ることが必要であり、まちづくりは狭い意味での土木事業のまちづくりではなくて、もっと広いまちづくりなのです。しかし、まちづくりを広げて政策提言まで含んでしまうことは、その良さがある反面、既存の縦割りの制度との関連で調整がつかないおそれ、出てきたら考えましよう

ということになっていますが、新田地区など、現在区画整理を行っている地区などは、地区まちづくり団体として登録して、こちらの制度を使ったらどうかという人がいます。一般的に、都市計画の担当からすれば、複雑な都市計画制度ではなくて市民が自由に出来る政策提案制度を使うと議論が発散してしまうので、地区まちづくり団体がありながらまちづくり登録員には登録しないなど、複雑な問題が起きています。既存の都市計画、いわゆる国の法律による提案制度と、まちづくりへの政策提案をどうするのかという問題の答えは、今はでないと思いますが、今後5年でどう考えていくのかが問題です。

**【委員】**

私たちにも疑問に思うことがあります。例えば、商工会議所のまちづくり委員会で議論したことを、まちづくり団体に登録して提案をした時と、商工会議所として市に政策提言出来る既存の制度を使った時に、どこで整合性をとるのか、どっちが優先するのかという問題です。市議会で意見を述べた時に、市としてどちらを取り上げるのか、まちづくり計画がどういうものなのかということです。今まで提案があったのはこの4件ですが、4件というのは多いのですか、それとも少ないのでしょうか。

**【委員】**

私は少ないと思います。我々側が理解出来ていないのです。これでは、登録をして提案をしたら何が出来るのかがよく分かってないし、どういうことが出来るのかも分かってないのだと思います。だから、市民の立場として、町会単位で実現したい事がある場合、町会を通して市へ提言して何かをしてもらうことはあっても、まちづくり団体に登録してということは考えてないと思います。まちづくり計画の提案ということ自体、条例自体を市民が全然理解出来てないし、まちをどうして行こうかという意識も出来てないので、もっと根本的なものをどこかできちんと謳っていかないと、一般の市民にまちづくり会議に出て計画を提言してくださいと言っても、出来

る人はそんなにいないと思います。

【委員】

既存の都市計画提案制度だと、当然地区や町会単位で声を上げるので、ある程度の共同性というか、皆さんが納得している提案だからという事で、行政側が計画を作成するコンサルタントを紹介してくれて、自治体によっては計画をつくるための会議費を出してくれる、そういう既存の制度もあるわけですよ。世田谷のまちづくり条例はそのような制度です。

地区まちづくり団体をつくと計画作成を支援してくれますが、だいたいメニューが同じです。その提案とこの提案というのは、作っている市民からすれば同じですが、やはり違うものであり、政策提案については周りで支援してくれるものは殆どありません。まちづくり計画だったら支援してくれるのが、政策提案では支援してくれない。既存の団体や商工会議所など、様々なところからまちづくりに関する提案はたくさん出ていると思います。ただ、みんなでまちづくり会議の提案に出さないと市の政策に載ってこないものがなかなか難しく、今まで、4つの提案が出ておりますが、2つは瀬崎地区で出したもので、ある種のモデル的です。地区まちづくり団体を作り、計画を作って、自分達でこういう事業をして欲しいと提案し、交渉して実現していくという、ストーリーとしては理想的です。そして、それを行政が一生懸命応援するという、間違いなく良いことで、それが増えていけばいいと思います。しかし、本当にこの制度を使う事が良かったのか、都市計画の方が良かったのかわからないという問題が残ります。ですから、なぜここで提案しなければいけないのかと言った時に、自治会にも属してないし、町会にも属してないような、昔で言うとジェンダーの話とか、子育ての話とか、いわゆる政策のメインに載ってこなかったものがこの入口だったら載せられるというように、今まで議論してないものが最近問題になっており、それを改めて議論の俎上に載せるという役割があります。この制度を使えば、少しマイナーなものも載せることが出

来るので、行政側にとっては大変なものが提案されるということになってしまいます。既存の提案が、この入口からどんどん出てくるとか、もちろんここを経由したものが改めて既存の法律の手続きにのってくる等、入口が広いようで実態はかなり狭められているということ。本音と建前の部分が難しいと思います。

**【座長】**

この4件を見ると瀬崎がそうですよね。都市計画との整合性の問題がありますが、例えば子ども条例を作りましょうというのは、もともと都市計画+政策提案という、プラスのところを活かして出てきた提案だという感じがしますので、条例が想定した意図はある程度出ているのかなと思います。そうすると、文言はともかくとして、政策提案の部分と都市計画の部分に分けて想定して、都市計画の場合は他の部分との整合性が必要です、といった形にすると良いと思います。

**【委員】**

入口を限定して第25条を確実に決めていくのか、むしろ第25条を残したままで第26条の受け止める側をきちっと作り込むかということについて、今はまだ入口を狭めるのは早い気がしています。狭めなければ子どもに関する提案も出てくるし、今後協働事業のような政策や事業に関する提案が出てくるといいのかなと思います。そういうものが提案出来るので、第25条自体はそんなにいじらなくてもいいのかなと思いつつも、市民側としては、地区計画が分からないとか、地区計画というと都市計画の手作り計画を思い浮かべてしまう人もいるかもしれません。

**【小俣委員】**

この条例がどうして出来たのかという背景、今の話を聞いて思いついたのですが、草加のまちは、この4件のまちづくりもそうですけど、市民のみで提案をしてきた団体はいくつもあります。草加市の都市計画の場合でも、その殆どはコンサルタントが作ったものを地域へ持って行き、説明会を1・2回やって、これでOKです

ね、という形で都市計画がつくられているところがあるので、それでは、自分たちの意見がどこにも反映されません。それでこういった制度になったのではないかという気がします。

**【委員】**

八潮市では、自治基本条例が今年から出来たのですが、非常に分かりやすい条例です。誰でも見やすい条例です。おそらく草加市では、条例を周知しないまま先走ってしまった感じで、この条例を作ったことを知らなかった人が多いと思います。私はまちづくり応援基金の委員をやっていますが、応援基金はこの条例に基づくものですよ、ということを誰も知りません。登録すれば応援基金の応募が出来るという感じでやっています。例えば、草加の稲荷地区は、早くから葛西用水と親しんできましたので、あの用水は桜並木にしても、自分たちの地域と思ってやっています。木道や木の橋を作ってもらいましたが、そういう中で、我々が自主的に管理して、自主的にみんなの橋・みんなの板の橋として使っています。だから、管理についても各町会・自治会がやっています。こういうものが自治基本条例にあるということが分かり、窓口を絞ってもらえば、そこに相談に行けるのです。防犯活動にしても、夜の見回りにしても、自主的に自分たちのまちの防犯活動をやろうということでやっています。おそらく草加市は、埼玉一、日本一の活動をしている拠点だだと思います。そういう団体がまちづくり団体として登録していれば、団体の数も相当多くなっていると思います。再度市民の方に、こういう条例があるので使ってください、ということを知りやすくお知らせした方がいいのではないのでしょうか。あまりにも古すぎて覚えていないとか、新しく引っ越して来た人は全く知らないということがあるので、草加市には自治基本条例があるので仲間に入ってください、ということをお知らせすれば、もっと活動が広がるのではないかと思います。

**【座長】**

では、周知の問題は、まとめでもう1度、具体的な運用の課題と

して取り上げることとします。第25条の文言につきましてはいかがでしょうか。具体的に想定しているものとの整合性、文言につきましては、今のところは間口を広くするというので、5年後の検証に向けてしばらくは様子を見る感じでいい気がします。もちろん先程言ったように、具体的な運用をこれから検討することになると思います。よろしいでしょうか。

それでは、第26条について説明をお願いします。

**【事務局】**

つづきまして、第26条についてご説明いたします。

10ページになります。

-第26条-

**【条文音読】**

**【条文説明】**

**【取組状況】**

取組状況としましては、第25条でご説明しましたが、資料3別添②「草加市みんなでまちづくり会議で提案された事項」をご確認ください。

**【みんなでまちづくり会議等検証委員会報告】**

また、11ページ、12ページにつきましては、他市町村で、市民がまとめた計画とその対応に関する規定について、参考に掲載しております。

事務局としましては、みんなでまちづくり会議等検証委員会報告等も参考に、市民の提案を市政に反映させる仕組みについて、委員の皆様のご意見等を伺いたいと思います。

	<p>第26条の説明につきましては、以上です。</p>
【座長】	<p>ありがとうございました。それでは、第26条について、ご意見はございますか。</p>
【委員】	<p>前回の議論を含めて、もう少し補足をさせていただきたいと思えます。</p> <p>みんなでまちづくり会議規則第5条第2項のみんなでまちづくり会議議題提出書の提出があると、次は議題の審査があり、ここに載せていい議題かどうかを市長が判断することになっています。判断しても、ここで落とされることは殆どないのですが、かなり政治的な話とか宗教的な話があれば、ここではじかれる事があると思います。もし落とされた場合は、第5条3項で決定通知書が出されますが、だいたい普通に通ります。それで、みんなでまちづくり会議が開かれるのが第4条ですが、そこからがみんなでまちづくり会議になります。みんなでまちづくり会議では、第8条第1項で議題というものができまして、これについて提案した人は必ずみんなで集まって説明し、話し合いを行います。</p> <p>第8条で議題が提案されると議題の説明があり、話し合いがありますが、この話し合いが問題になります。何を話し合うのかという事ですが、第26条には意思決定をすると書いてありません。書いてないという事は出来る気がします。やっではないかと書いてないですから。でも、やっではないのです。つまり、集まったメンバーは現在66人位であり、草加市の人口が24万人いるところで66人が集まってきて政策を決定する事は出来ないで、本音としては出来ないのですが、条例には出来ないと書いてない。意識の高い人たちには、ここである程度の形をつけたいと思っている中で、位置づけが不明確だというのは、まさにここに1点あるわけです。ただ、制度を作った時の前提として、みんなで地域の課題を持ち寄って議論をして、大切なことを共有しようという話し合いも検</p>

討していたし、ある種の提案をして、事業の実現に結び付けていこうという考えでいました。ですから、そこに難しさがあります。真剣に提案して形にしたいという人からすれば、ここで話し合っただけの意味があるのかということになるのです。そこで、反映結果を求めることを行政側に提案します。今までの制度はここまでで終わっていました。ここから先は提案出来るかどうかについて行政側が庁内的にもんで、出来ます、出来ませんという結果がでてきます。みんなでまちづくり会議はみんなでまちづくり登録員で構成するので、行政と市民が対話をしながら1つの政策を作りこんでいくとか、まちづくり計画を話し合っていくような仕掛けになってはいないのです。だから、市民が集まり、一生懸命やっていたら、早く決めたいという思いもあるし、他の地区からすればあの地区がやるなら自分はこの提案にのれないとか、市民の中でいろんな思いがあるのです。市民の中でなんとなく分かったような分からないような議論を一生懸命していて、それで行政に提案をすると、3か月経って、いいです、悪いですという結果だけが返ってくるという、本来やりたかったであろう、地域の人たちが集まってきて、わいわい色々な意見を言って、こういうのを実現しようとして行政に言うと、「こういうことは出来るけどそういうことは出来ないのです」、「ではなぜ出来ないのですか」というような対話型になってないのです。ただし、草加市は、出てきた提案に対してよくやっていると思います。モデル的だとしてもよく出来たと思います。普通の自治体だったら、これは予算がつかないものも一生懸命工夫してやっておき、運用上はいいと思います。ただ、逆に言うと、無理を通してることになるので、行政側からすれば、これで勘弁してくださいという事もあると思います。それで、第10条の1項、提案の市政への反映の検討について、検討と書いてあるだけで何をするのかははっきりしてなかったのですが、それについて協働のガイドラインを作りました。そこには協働の入口があって、計画段階で行政と市民が意見交換をして、合意をして、協議をしてやりますという事になっている

のですが、本当にこのような手続きでやっているのかどうかについては運用を見てないので分かりません。反映結果がみんなでまちづくり会議で説明され、優れているものはそれでいいのですが、落とされた場合、行政の判断はおかしいよということを市議会に対して意見陳述が出来るという入口が第13条第2項にあります。これはすぐれた制度だと思います。ポイントは何かというと、先程3つあると言いましたが、1つ目は、話し合いというものが広すぎる。(1)(2)についてはそのままでいいですが、(3)の運用の監視については前回のみんなでまちづくり会議検証委員会の議論でもありましたが、自分達が自分達を監視するというのは変な話なのでこれはおかしいと思います。そして、(4)の調査・研究ですが、例えば、子育て関係のNPOのメンバーが様々な事を議論しているから、それについて議論してみようということも出来るし、この条例に基づけば何でも話し合いが出来るということが1点。そして、まちづくり登録員は決めることが出来ませんが、決められる機会が持たされている条文になっている点が2点目です。もう3点目は入口の話です。都市計画の提案制度等、様々な提案制度により入口が沢山あります。それぞれの役割が明確ならばいいのですが、それぞれ重なる部分があり、ややこしくなっているという話がありました。行政が受け止める時に、すんなり受け止めにくいという事があります。例えば、ここに出てくる提案であっても、地区の9割近くの人がやりましようと言っている提案を持ってくれば、そんなに苦労はないと思います。ところが、地区でもめているとか、かなり少数の意志ある人が提案したものであっても断れないし、悩んでしまう事があるので、入口をどのように整理するのが問題です。次は出口の話で、予算や人手が潤沢だったら、どんな提案でもいい結果に出来るのですが、今はそんな時代ではありません。例えば、地域の人たちが公園の整備をして欲しいといった時に、行政側では公園を整備する順番は基本的に決めており、提案がいきなり出てきた時に、順番を変えられるかどうかという事です。予算があればいくらかでも可能

ですが、予算が少ない状況において、この提案制度により提案されたものは実現させるというものだとすれば、予算の話になります。予算や職員の事項はこの条例の中に書いてもいいと思います。そうすると、私が今まで見てきた中では、草加市の職員だったら、予算があって良い計画だということになれば、市民の人たちに声をかけて一緒にやることが出来ると思います。しかし、そういった入口ではありません。そこが、入口や出口が多すぎるという話の中で、みんなでまちづくり会議は何となく話し合う場というようにはっきりしない位置づけになっています。

資料3の第26条に戻ります。市は次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催しますとありますが、そうすると、行政はどういうスタンスでここに関わったらいいいのかという話が見えないので、何となく市民が集まっていればいいといったようになってしまいます。

(1)と(2)は計画と政策なので問題ありませんが、(3)については自分自身を監視するというのはさすがにおかしいと思います。(4)が調査・研究であり、フォーラムのような感じで集まり、議論でテーマを決めたり話し合ったりする等、今は提案がないと開かれない仕組みになっていますが、提案がなくても開催し、年間テーマを決めて、調査や研究をする仕組みは出来ます。微妙なところですが出来ないと書いてないので出来ると思います。そうすると、当然予算があるかないかという話がついてくるので、その難しさはあります。第2項については特に問題なく、第3項についてはまさに「努めます」なので、先程言ったとおり、この提案制度を使わなくてもいい入口があったり、出口の予算の部分がはっきりしてないから、今は「努める」しか出来なくなっているのを、もう少しはっきりさせるかどうかということです。ただ、市民の提案がどんどんできて、中でどう努めるのかを決めていく方が筋としてはいい気がするので、ここで文言を大々的に変えるのは行政にとっても苦しいし、市民にとってもデメリットの方が大きい気がするので、ここは条例

で変えるのか、要綱等で別に定めるのかということになります。第4項については、みんなでまちづくり会議の議事録があるので、読んで頂くと分かると思います。これについても、以前、検証委員会では議論をしており、市民が知りたい事は「いいです、悪いです」という答えではなくて、良い場合はどこが良かったのか、悪い場合はどこをどう直したら良くなるのかなど、大概の人は結果を知りたいのではなくて、意見交換や対話をして、良いものを作っていきたいのです。公表して説明する所をもう少しうまくやった方がいいと思います。第5項は先程言ったとおり、納得出来なければ市議会で見解を述べる機会を求めることが出来るという所ですが、第6項で市議会はそれを尊重するという、市議会の申出はありませんが、全体像としてはこのようになっています。

**【座長】** まちづくり会議に市は出席しますよね。どのような位置づけで出席していますか。

**【委員】** 市長が召集しますので、行政がやっているものだという位置づけで要綱は出来ています。

**【座長】** 市が召集して話し合ってもらい、市はその時に口を出すということですか。

**【委員】** 運用規則が作られず、その辺りが不明確なまま運用に入ってしまったので、前回の検証委員会ではその辺りを明確にしてより良い形にしようという話になりました。

**【座長】** 実際に、実務はどうですか。市長が召集という形にしていて、会議の議長は市という形になりますよね。話し合っている場で、市は積極的に意見に対して議論するのですか。

【事務局】	市民の意見を尊重する形で動いているのが現実です。みなさんが市民サイドで話し合っただけを尊重し、市は事務局的な位置づけとなっております。
【委員】	まちづくり会議は、過去5年間で何回開催していますか。年4回とありますが、開催しているのですか。
【委員】	今説明があったように、提案がなければ開催しないので、提案がなくても意見交換をした方がいいのではないかとというのが前回の検証委員会での話です。要綱では、提案がある時のみ年4回開催するものなので、検証委員会でより良い運用体制にしようという4つ目の提案が出て以来、提案がなければ何もなく、ここ何年間は停止したままです。
【委員】	これは、提案が出て来ないという事がありますが、提案を出したくないという市民の思いもあるかもしれません。例えば、ある特定の地区だけ計画を提案すれば、他の地区の人達はなぜあの地区だけなのかという話や、自分の地区にも作って欲しいという話が出るかもしれません。まちづくりや子育てなどの幅広いテーマであれば、あの団体の提案が通って、ではうちの団体はどうなのかという話にもなると思います。今まで市民同士の対話が進んでいなかったのに、ここにきて話し合えと言われたら、みんなが怪我をする感じがします。行政側も市民の意見を尊重したいと思いますが、予算の関係でどうしようもない状態になっています。
【委員】	まちづくり会議は、市長が召集しますよね。会議の議長は誰がやるのですか。
【委員】	実際には担当部署の部長や担当者が司会役をされています。

<p>【委員】</p>	<p>いろいろな思いがある人が意見を出して、うちの町会ではこんなことをやっているから一緒に出来るのではないかということを含んで議論しながら一つのいい計画を作り、行政に持っていきます。そうすると、行政ではこういう事業をやっているの、この予算をうまく使うともっといい事業になりますよね、という事をやりたかったのです。だから、条件をつけない中でみんなの発意と善意の中で議論をしていくという、5・6年前はまだまちづくり草創期でした。</p>
<p>【委員】</p>	<p>だから、会議の作り方を間違えたのですね。</p>
<p>【委員】</p>	<p>制度はこのままでも、仕切りをうまくやればもう少しうまくいったのかもしれないね。</p>
<p>【委員】</p>	<p>登録員は参加する資格があり集まります。ですから、登録員の中で決めた会議の委員長や会長が市長に変わって召集出来るようになるなどしないと硬直化するのではないのでしょうか。</p>
<p>【委員】</p>	<p>例えば、Aという地区から計画提案があった時、まちづくり会議の登録員がこういう提案はあの地区とこの地区でやっているとか、あの地区ではこういう事をやっているからこれも入れたほうがいいといった情報を整理して、行政側ではこういう資料があり、こういう予算が動いていて、こういう公共事業の優先順位になっていて、こういう公園を作る提案がでてきた時には、こういう一通りの条件があるのだというのが、地区から出てきた瞬間に行政からも出てきて、そこで議論の論点が整理されていくようなシステムが整っていれば、意外とうまくいったかもしれません。</p>
<p>【委員】</p>	<p>まちづくり会議には予算がありますか。</p>

【事務局】	事務局であるみんなでまちづくり課の中で予算措置しますが、会場は市役所の会議室を使っており、特にみんなでまちづくり会議用という予算措置はしていません。
【委員】	登録員の中から長を決めて、何か提案があった時は長が中心となって話し合い、役所は事務的な説明等やまとめを行いました。事務局から話があったとおり、会場はコミュニティセンターや公共施設を使うので、予算は使いませんでした。
【委員】	みんなでまちづくり会議のあるべき姿を決めないと、会議をやっていけないと思います。市長が召集するのを待っていたら、いつまでたっても集まりません。
【委員】	役所の長ということで市長の名前を使っているので、おそらく担当の各部署の長だと思います。
【委員】	みんなでまちづくり会議はこういう会議ですというものを確立しないといけません。だから、登録員の中で長を選ぶなど、そういった仕組みの話があってもいいと思います。市に予算がなかったら、1人500円集めてもいいと思います。
【委員】	会議になっていないので停滞するのはあたり前です。自治基本条例という素晴らしい条例があり、登録員に登録しても、その仕組みが作られていないのですから。おそらく、会議の形をとれないと思います。ですから、会議が動くように条例を整備しないといけないと思います。条例自体も問題がありますが、会議と言っても誰も来ないし意見も出てきません。町会でも、集まって何か発言してくださいと言っても絶対に出てきませんよね。
【委員】	当初、市でも審議会を開催したのですが、やはり難しいという

か、提案が出て来ない。それは、町会自体でやっているからです。改めて何か提案がないかと言ってもなかなか出てこないの、やめたわけではないですが、その後は開いていません。

【委員】

まちづくり登録員が絶対に会議にでてくるためには、何かをやるという事を明確にしないといけません。この会議自体の仕組みを整えないと、何も進まないような気がします。

【委員】

みんなでまちづくり会議に出ていた1人として、今の話を含めて、私の感想を言わせていただきます。条例に基づく運用規則を作る時にはっきりさせればよかったのですが、この規則は行政が作っており、市民の意見が入ってないようです。それ以前に、みんなでまちづくり課が作られた時に、窓口は全部みんなでまちづくり課ですよという話がありました。しかし、みんなでまちづくり課は代表ではありません。最初に2つの提案はしましたが、後が続きません。会議を回す人がいないので、逆に登録員で回すにはどうしたらいいかということで、3番目の提案として、これを運用するためにはどうしたらいいかという事を出したのです。それが現実です。どうしたら回るようになるのかということも今回の検討委員会の最後に付け加えてもらいたいと思います。市民活動センターが動き出したので、活動センターを中心として登録員を集めて、会を運営していく方法もあると思います。そのような方法は、越谷市が行っているようです。越谷市も同じような市民会議をやっていますが、定例で年に何回か開催するため、登録員で会議を回すことがはっきりしています。会議を回す方針を決めていかないと、空論ばかりで意見だっただけです。でも、招集権は市長にあります。ですから、条文もさることながら、会議が全く動かなかった原因を一緒に考えないとダメなのではないでしょうか。何としても回すようにしないとどうしようもないので、最終的には市長が召集するという点について検討していきたいと思います。やはり、市民がその気にならない

と、このような条例は回らない気がします。

**【委員】**

草加市にこういうものを作りましょうという段階から始まり、活動している団体に市が声をかけて始まった形だと思うのですが、最初はそれでもよいと思います。しかし、少し進んできたら、せっかくみんなでまちづくり会議があるのに提案がなければ開かないよというのはおかしいと思います。やはり、皆が集まることによって、自分たちの今苦勞している部分などが出てきて、そのことによって初めて提案内容もでてくるような気がします。ですから、やはり、年4回は開いて、そこでいろんな係わりがあつたら4回が5回になってもいいと思います。登録者が会費なり何なり多少納めれば、責任感もでてきますし、運用資金にもなると思います。市側に出していただくのも結構ですが、とても大切な事だと思います。我々も動くからには多少出費というものを覚悟しながら提案して、みんなで作り上げていくようにしないといけないと思います。提案があつてから開くのでは、会議になっていかないのではないのでしょうか。定例的に開催する中で提案があり、提案がなかったら次はどういったことをしようかという方針を決めてもいいと思います。そのように持っていかないと、うやむやになってしまうような気がするのですが、いかがでしょうか。

**【委員】**

越谷市もそうですが、会議を定例にして、子育ての話や高齢者の話をしていると共通の課題が出てきて、これは新しい計画をつくらないとだめだねとか、これはこういう事例をあげなければだめだねというアイデアが出てきます。やはり会議は定例的にやっておいた方がいいのかなという気がするのが1点です。また、気になるのは予算の話で、結局市民が盛り上がれば盛り上がるほど、お金がないのです。例えば、この制度を作ったということは、逆に予算措置の仕組とか、政策的には優先順位ががらりと変わるという行政の中で、この条例を所管するみんなでまちづくり課が庁内において強い

調整権限を持っていないとこの第26条はおそらく活きません。そういう仕組みがないのです。自治基本条例があるのに、運用の仕組みが全くないことは、不備ではないかと思います。市民からすると、行政と良い関係が築けているのであれば、時間をかけてゆっくりと政策へつなげていった方が賢い、ということになります。この第26条に活かすとしたら、要綱で定めていく方がいいのか、予算措置や庁内調整権限の話になりますが、これらを踏まえて出来たものが、確実にみんなでまちづくり課が予算を確保したり、担当課の持つ調査調整の権限が優先的に1番になるという仕組みが作られなかったことがダメだったという判断になります。もっと言うと、市民が突然提案してきたものが採用されて政策になっていくというのは、一見すると市民参加的には良いのですが、70年代のアメリカではそれを結構やっていた失敗しているのです。ただ、やはりそうなると、みんな一生懸命提案してくるから、だったら総合計画をきちんと作った方がいいということになります。アメリカが20～30年前に、市民提案型の政策を増やしていった結果、逆にマスタープランがしっかりしたという経緯もあるのです。市民の提案が多く出てきて、やはり予算は事前に決めておかなければいけないという話の中で、計画と条例の間で行ったり来たりしながらまちの運営がしっかりしているということがあります。この段階をどうとらえるのかということ、提案が出た方がいいのであれば、目的に対してはっきりした手段を条例上位置づけることを考えた方がいいと思います。ただ、それが、今本当にやるべきことなのか、市民にとってもいいことなのか、誰が判断するのが問題となります。

【座長】

予算を確保するというのも厳しいですね。

【委員】

でも、草加市は、県の予算をうまく活用して上手に運営していると思います。

<b>【委員】</b>	先生がおっしゃるとおりですが、だからといってこのままでいいということではないので、この会議をしっかりとしたものにする為には、確立したものを出さなければなりません。この文言は、すべて変えるくらいの気持ちでやらないと、この自治条例自体が全然動かなくなる気がしますので、ぜひ変えて欲しいと思います。この会議には色々な考えの人がいるので、まとめるのは難しいと思います。ですので、分化会があって全体会があってというように、会議の組織自体を変えていかないと会議が動いていかないような気がします。
<b>【委員】</b>	今までの話を聞いていると、条例の第26条を見直すよりは、施行規則のレベルでもう少ししっかりしましょうということです。施行規則レベルで変えられることなので、今回はそんなに直す必要がない感じがします。
<b>【委員】</b>	そうですね。でも、なかなか進んでない事が問題です。
<b>【座長】</b>	まちづくり会議が終わり、今度は市が動く段階で、市が第26条の趣旨をしっかりと反映させて、なるべく市民に説明会を開くとか、この政策決定の段階で話を聞くということを、積極的にやる形で運用しないといけないと思います。第26条3項の努力義務を果たして欲しいと思います。定例会にすべきか否かということについても、施行規則のレベルで話した方がよいのではないのでしょうか。本文にもってくるというレベルかどうかは微妙な感じもします。また、監視がおかしいのではないかという話もでていましたが、市民が市を監視するという意味で文言を使っていると思います。市が条例の趣旨を活かしてしっかりやっているのかどうかを市民が監視するという意味で使っているのであればよいと思います。
<b>【委員】</b>	そうですね、そうかもしれないですね。

<b>【委員】</b>	それでは、規則の方を直して、第26条の趣旨を活かすような形にするという事でいかがでしょうか。
<b>【委員】</b>	市議会でも見直すというような事を聞いた気がするのですが、その辺りはどうでしょうか。市議会でも見直してもらった方が良いのではないですか。
<b>【事務局】</b>	市議会には、検証委員会を開いているという報告はさせていただいております。
<b>【委員】</b>	検証委員会が案を出すとき、市議会の話も踏まえた上で出すべきだと感じていますがいかがでしょうか。他の条文では3つが並列なので、行政・市民と同様の責任と権限があつていいと思います。
<b>【委員】</b>	おそらく、第29条の話と関わってくると思いますが、委員会が担当するワーキングに行政が出てきて市民と議論をする、というのが本来の形だと思います。それがパートナーシップだと言っておきながら、各セクションでやってきたものが書類だけで集まってきたり、みんなでまちづくりというから行政も含んでいるのかと思ったら、市民が話し合いをして、その結果を書面で行政に提出して、書面で行政から返ってくるというように対話型になってない。対話型にすると、会議の仕組みをしっかりと作らなければいけなくなります。仕組みをどのように作ればいいのか、良く分からないものを行政も無責任に作れないので、書面でのやり取りの方が失敗しない、という判断だと思います。しかし、本当に動かそうと思ったら、多少の失敗は覚悟の上でやらなければいけないと思います。例えばこの検証委員会が終わったら、1回でも2回でもいいので、各委員と行政が意見交換をする機会を設けてもらった方がいいと思います。

【委員】	交換しないと血が流れない気がします。
【事務局】	今のご意見、ごもったもな話だと思います。市民検証委員会というお立場の中で、皆さんにご議論をいただきまして、年度内に報告という形でさせていただきます。議会側からの意見を伺う機会もございますので、そのやりとりの中できっちりと報告をさせていただきますようお願いしております。
【委員】	この第26条ですが、ある種の間接民主主義に対して、精神としてはもう1つの対話型の民主主義を作ったこととなります。多数決で、数を持っている人たちの意見が通るという話と、テーマとしては重要だから少数であってもいいものは通そうという話が両方ないといけない。この精神の部分がなかなか理解されてなくて、単なる提案出来る制度になってしまっています。もう少し理解されれば、非常にいいものになると思います。
【委員】	行政と我々で話し合いをさせてもらわないと、本当の意味で市会議員との対話は出来ないと思います。
【委員】	リーマンショックが起こる前に、ある自治体の職員が言っていましたが、市民と一緒にいい提案を出して、自分の課に予算をつけてもらうそうです。議会が議論するよりは、市民と一緒に予算を使って実施し、2～3年でいい政策にした方が、行政が動いていく時代がありました。行政・市長が本気になり、市民が出したおもしろい提案に対して予算を要求することが可能であれば、いい政策提案、しかも市民の本当の意向が出てくると思います。
【委員】	まちづくり会議というのは、ある意味、議員にとっても市長にとっても、いわゆる、シンクタンクであったりブレインであったりという位の位置づけになるような条例だと思います。だから、その辺

	<p>の意識をもてるような会議にしていかなければいけないと思います。</p>
<p><b>【委員】</b></p>	<p>先程、第26条はこのままにして、運用面で整備するという話をされましたよね。前回の検証委員会でも、その辺が課題になりました。今回の検証委員会では、みんなでまちづくり会議の規則をどうするのか、枠組みをきちんとしていただかないと、前回と同じことになってしまうと思います。市民だけでは不可能な部分が多々あるので、次の段階は、市民・市議会・市からなる機関を設置して、本来ならばこの場をそういう会議に設置して未知数の課題を回答してほしいという検証結果を総括として報告してあります。ですから、その辺を踏まえて、議員との懇談の場をもつなど、ある程度確約していただかないと、私たちが何年もかけて何回も話をしてもそのまま終わってしまうのではないのでしょうか。ですから、それを保障するような対応を十分考えて、この会議を終わってもらいたいというのが私の希望です。ですから、条例はこのままいいですよとした時に、運用についてもそのままになってしまうことの危惧があります。</p>
<p><b>【座長】</b></p>	<p>この会議の成果は、全体のまとめの際に、この会議の成果を説明いただくということによろしいでしょうか。</p>
<p><b>【委員】</b></p>	<p>条例に書いてありますよね。なぜ1つだけダメなのですか。その辺の考え方を行政が変えていかないとダメだと思います。</p>
<p><b>【事務局】</b></p>	<p>この会議は市民検証委員会という形で、市民の方たちで議論していただく検証委員会です。これとは別に、庁内検証委員会があります。併せて、市民検証委員会をやっていますという報告を市議会の各会派に説明しています。今回、市民検証委員会の報告提言という形で最終的な報告書が出来上がります。それをもって、再度、この</p>

ような提言が市民検証委員会ではありましたということを、各会派には説明することを考えております。

【委員】

何がポイントかという、草加のパートナーシップの定義中に「対話」がないことです。定義が7つありますが、対話が入っていないので、一番対等なやりとりといたら書面になります。パートナーシップを対等とするか、対話とするかで後々の違いが出ていて、条例を一か所だけ変えるならば、第4条の「主体性」を「対話性」とするとよいと思います。パートナーシップで行うと書いてあれば、後々三者の対話のきっかけをつくります。そうすれば、例えば第29条にある、「市民・市議会・行政のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため」ということになれば、対話をしなければいけなくなります。条例を作った時のパートナーシップの定義は市民対行政という枠組みが強かったのです。対話により資源をもちよって一緒にやろうよというパートナーシップにこの2・3年の間で変わってきました。

【委員】

結局、議会と行政と市民の対話ですね。草加市の場合はバランスがいい感じがするので、みんなでよい所を探っていくとよいと思います。

【座長】

市議会への報告につきましては、まだ最終報告まで間がありますので、それまでに検討していただくということで、特になければ、終わりたいと思います。

それでは、本日最後の議事になります。

**3.その他** とありますが、ここままで、議事内容のほかに、委員のご意見はありますか。

それでは、特にならなければ、本日の議事を終了いたします。事務局に御返いたします。

**【事務局】**

長時間に渡り、ご議論ありがとうございました。ここで、情報提供ということで、震災の関係で、6月議会におきまして、草加市災害者支援基金条例というものが出来まして、設置の目的としましては、大規模な震災によって被害を受けたものの支援に要する費用を積み立てるために設置されておりまして、内容としては、草加市に住んでいたり働いていたりする人が大規模な災害で被害を受けた場合ですとか、草加市に大規模な災害があつて避難してきた方に対する救援物資の支給とか、被災した市民の救助に要する費用とか、住宅の提供に要する費用、あとは市民のボランティア活動の支援に要する費用とか、協定を結んでいる他の市への見舞金とか救援物資に関わる費用について、基金を積み立てていこうという条例が制定されました。これを、情報提供という形でさせていただきます。

**【委員】**

基金についてですが、この自治基本条例との関係性はどのようになっているのでしょうか。みんなでまちづくり会議でディスカッションしたい内容だと思います。地域の人たちや自治会と共有するという意味では、みんなでまちづくり会議で議論した方がいいと思います。例えば、新しい仕組みに関する条例をつくる場合はみんなでまちづくり会議を招集し、そこで議論するような仕組みがあつてもよいと思います。自治基本条例と親和性がある条例の場合は関連づけて説明しておく、自治基本条例との関係でこれなのね、というような広報につながると思います。

**【事務局】**

では、今後のスケジュールについては、お配りしましたスケジュールのとおり進めさせていただきたいと思っておりますので、7月下旬に予定しております。

次回までの期間が短いので、この場で皆様の予定を確認させていただきたいのですが、座長と調整させていただいた結果、現在、7月25日（月）での開催を第一候補とさせていただいたのですが、

<p>【委員】</p>	<p>みなさまのご都合はいかがでしょうか。</p> <p>【午前中で承認】</p>
<p>【事務局】</p>	<p>それでは、7月25日（月）午前10時からということで、事務局より、各委員にご連絡させていただきます。次回は、第9章から第11章と、第1章から第5章についての検証を行っていただきたいと思います。そのあとは、次回で第9章から第11章、第1章から第5章まで終わるとすれば、第7回以降については、全体の見直しですとか、今後の検証に向けてどういうふうにしたらいいかというお話をさせていただいて、予定としては、第9回のところで実質的に議論は終了し、第10回で市長報告という形をとりたいと今のところ考えております。</p> <p>他に何かありますか。</p>
<p>【委員】</p>	<p>次回についてみなさんにお話をさせていただきたいと思います。この条例を作り上げる時点では気がつかなかったのですが、その後、各地で作られた条例等を見た時に、一番先に自治基本条例を作ったニセコの条例や、それから昨年札幌市に行きまして、条例などを拝見した結果、子どもたちへの関連性が自治基本条例の中で規定していることを新たに発見しました。その辺りを新たに提案させていただこうと思っているので、その2自治体の条文等を参考資料として、前もって皆様のお手元にお届けするので、次回は検討された上で出席していただければと思います</p>
<p>【事務局】</p>	<p>それでは、これもちまして、第5回会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>

議事録署名人 後藤 純

議事録署名人 染谷 勝之